

学校における働き方改革モデル校事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という）が発注する学校における働き方改革モデル校事業業務を受託する者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

学校における働き方改革モデル校事業業務

2 業務の目的

「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」に基づいた学校における働き方改革を推進するため、モデル校において外部専門家の助言を受け業務改善の先進的な事例を生み出し、県内各公立学校にその成果の普及を図る。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和8（2026）年2月27日（金）まで

4 業務委託の内容

甲は、以下の業務内容に示す研修等を実施するに当たり、必要となる研修等の企画・実施に係る業務の一切を乙に委託するものとする。

5 業務内容

モデル校20校（小学校7校、中学校9校、高等学校4校）における働き方改革の推進に向けた、実績のある専門家による支援等

(1) 各モデル校における働き方改革推進に向けた伴走支援に関する業務

各モデル校における業務改善に向けた取組を支援するため、以下の業務を行うこと。

ア 他自治体での学校における業務改善のための教員研修、校長研修の実績が複数ある者が伴走支援の主担当となること。

イ 7月から8月までの間に、モデル校とオンライン又は訪問による「個別相談会」を実施し、各学校の進捗や課題を把握するとともに、モデル校の取組の具体的な方針を提案すること。

ウ 「個別相談会」を含め、モデル校の取組について、随時オンライン会議や訪問等により進捗を確認し、モデル校の課題解決を図ること。

エ 上記イ又はウを実施する際、随時オンラインやメールで打合せを実施するとともに、モデル校が校内研修への支援を希望する場合は、研修内容の企画立案、講話の実施等のサポートをすること。

オ 各モデル校における課題を把握する際には、学校の過度な負担とならないように配慮すること。

カ 7月以降の各モデル校への伴走支援の進捗状況や結果について、月1回以上、記録（任意様式）を作成し、甲に報告すること。

(2) モデル校の管理職への研修に関する業務

モデル校の先進的な取組を共有するとともに、働き方改革に関する管理職としての考え方を身に付けられるよう、モデル校の管理職を対象とする以下の研修の企画・運営を行うこと。

ア 他自治体での学校における業務改善のための教員研修、校長研修の実績が複数ある者が研修の主な講師となること。

イ 研修日程等

研修等	期 日	時 間	方法
座談会	5月下旬	10:00～12:00	オンライン
第1回	6月5日（木）	10:20～16:00	対面（栃木県総合教育センター）
第2回	9月19日（金）	10:20～16:00	オンライン
第3回	11月25日（火）	10:20～16:00	オンライン
第4回	1月22日（木）	10:20～16:20	オンライン ※午後は実践報告会を兼ねる

ウ 研修受講者

各モデル校の管理職（計 20 名）

エ 研修内容等

- ・各モデル校において国の通知や中央教育審議会等における議論等を踏まえた取組が推進されるよう、研修内容を工夫すること。
- ・栃木県及び各モデル校の課題や取組状況を踏まえて研修内容を工夫するとともに、必要に応じて研修計画を見直しながら実施すること。
- ・研修内容の詳細については、オンライン会議等により実施日の2週間前までに甲と協議すること。
- ・各受講者が勤務校での実践に生かせるよう、具体的かつ実践的な内容とすること。
- ・研修効果が高まるよう、個人演習や班別協議を組み入れるなどの工夫をすること。
- ・県教育委員会が指定するグループウェアを活用し、各モデル校における実践を共有したり、受講者同士が相互に助言し合ったりすることができるよう工夫すること。
- ・各回の研修は、研修内容を企画し主となって研修を進める者と、補佐する者の複数名で担当すること。
- ・県内外において先進的な取組を実施しているモデル校以外の公立学校の取組を共有する機会を設けること。

(3) 実践報告会に関する業務

県内公立学校の教員が参加するオンライン実践報告会を企画・運営すること。

ア 実施日

令和8（2026）年1月22日（木）13:00～16:00

イ 方法

ZOOMによるオンライン実践報告会

ウ 内容

- ・モデル校における実践発表及び質疑応答
- ・成果発表及び情報交換についての専門家による助言 等

6 実績報告

委託業務完了後、完了報告書と実績報告書を作成し、甲に提出する。

(1) 成果品等の提出

以下の資料を電子データで納入することとする。

- ア モデル校の管理職への研修で使用した全ての資料
- イ 伴走支援で使用した資料
- ウ モデル校別に伴走支援の成果をまとめた資料

(2) 実績報告書

本委託業務終了後、実施業務に係る実績報告書（任意様式）及び完了報告書を作成し、甲に提出すること。
なお、甲は、必要がある場合には、乙に対して本委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができるものとする。

7 業務委託費の支払い等

- (1) 委託費は金3,011,085円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。
- (2) 委託費の支払いは、原則として委託業務完了後の精算払とする。

8 その他

- (1) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て甲に帰属するものとする。
- (2) 業務遂行に当たっては、甲と定期的にオンライン等により協議を重ねながら誠実に業務を進めること。
- (3) 業務遂行に当たり必要となる資料については、甲が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、取扱いに十分注意すること。
- (4) 本仕様書に不明の点がある場合、又は、明記のない事項については、速やかに甲まで連絡し、その指示を受けること。
- (5) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。ただし、他の団体等と連携して事業を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、甲と協議するものである。